

通勤手当の非課税限度額の引き上げ

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

このため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和7年分の年末調整で対応が必要となることがあります。

区分	改正後	改正前
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円
	通勤距離が片道45km以上 55km未満である場合	32,300円
	通勤距離が片道35km以上 45km未満である場合	25,900円
	通勤距離が片道25km以上 35km未満である場合	19,700円
	通勤距離が片道15km以上 25km未満である場合	13,500円
	通勤距離が片道10km以上 15km未満である場合	7,300円
	勤距離が片道2km以上 10km未満である場合	4,200円
	勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税)